

平成27年1月24日
カフェテリア結(成安造形大学内)
(主催 原発を考えるびわこの会)

原発よりいのちが大事

滋賀弁護士会所属弁護士
井戸 謙一

自己紹介

1954年大阪生まれ

1979年 裁判官任官

神戸、大阪、京都、彦根、金沢等全国各地の裁判所で勤務
2006年3月24日金沢地裁で裁判長として、北陸電力志賀原発2号機の運転差止め訴訟において請求認容判決を言い渡す。

2011年3月31日 退官

現在 彦根市在住 滋賀弁護士会所属弁護士

(弁護士として担当している主な事件)

- (1) 子ども脱被ばく裁判(福島地裁)
- (2) 若狭の原発の再稼働差止め請求事件(大津地裁)
- (3) 福島からの自主避難者の東電に対する損害賠償請求事件(京都地裁)
- (4) 函館市の電源開発に対する大間原発建設差止め訴訟(東京地裁)
- (5) 大飯3、4、高浜3、4の再稼働禁止仮処分事件(福井地裁)

福島第一原発事故



福島第一原発事故の衝撃

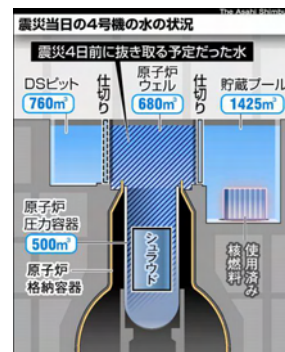
- 3機の原発が同時にメルトダウン(世界で初めて)
- 使用済み核燃料プールが危機一髪(世界で初めて)
- 近藤原子力委員会委員長の最悪のシナリオ⇒250キロの範囲で避難を要する事態がありえた(首都圏壊滅)
- 吉田調書「東日本壊滅だと思った」
- 事故後3年が経過しても事故が収束していない(今なお、毎日、大気中に2億4000万ベクレル、海洋に200億ベクレルが放出されている)(世界で初めて)
- 今なお、原子力緊急事態宣言発令中
- 放出された放射能は、セシウム137、ヨウ素131で90万テラベクレル(90京ベクレル)(広島原爆168発分、チェルノブイリ事故の7分の1)、キセノンは1100万テラベクレル(チェルノブイリ事故の1.7倍)
- 4号機の奇跡、2号機の奇跡によって、我が国は破滅を免れた。
- 第2のフクシマが起これば、我が国はどうか!

福島原発2号機の偶然

- 2011.3.15早朝「完全に燃料露出しているにもかかわらず、減圧もできない、水も入らないという状態が来ましたので、私は、本当にここだけは一番思い出したくないところです。ここで何回目かに死んだと、ここで本当に死んだと思ったんです。」「チェルノブイリ級ではなくて、チャイナシンドロームではないですけど、ああいう状況になってしまう。」「東日本は壊滅だ」(吉田調書)

当時、格納容器の圧力は設計耐力の2倍に及んでいた。
⇒午前6時ころ、原因不明のまま降圧して爆発を免れた。

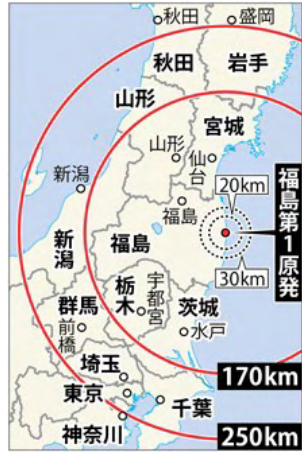
福島第一原発4号機の奇跡



H23.3.25

「福島原発不測事態シナリオの素描」

原子力委員会委員長 近藤駿介



大飯原発から250kmとは？



3. 11前と3. 11後

- 3. 11前⇒一度大きな事故が起こらないと、この国は軌道修正ができないのかもしれないね。
- 3. 11後⇒福島第一原発事故が起こっても、この国は変わらなかった。原発政策への回帰
- 事故を起こしてはならないという覚悟は、かえって低下しているのではないか。
- だって、事故を起こしても

政治家も、官僚も、電力会社役員も、御用学者も誰も責任を問われない。地位は安泰。今まで通りの給料も退職金も貰える。

電力会社は倒産しない。損害賠償金は国民負担。費用は電気代を上げて賄えばよい。決算は黒字。再生可能エネルギーに取って代わられる心配もない。

東電に責任がないのか

(H26.7.23 東京第5 検審議決)

- H20.2月 東電の内部会議で津波水位が従来の予想を上回る可能性があることが報告される。
- H20.3月 東電が推本の長期評価を踏まえた場合の津波水位を試算 O.P+15.7m
- H20.7月 東電が推本評価ではなく、従来の土木学会の津波評価技術に基づく方針決定

明らかになった原発安全対策の実情

- 国策民営の矛盾
- 電力会社の虜になっていた規制当局
- 20~30年遅れていた安全対策
- 2006年唯一改訂された耐震設計審査指針
 - 2006年4月、原子力安全・保安院が原子力安全委員会に文書で要請
 - 「(旧指針でも) 支障がない」との明示がなければ「批判が立地自治体、マスコミなどにおいて激しくなり、既設原子炉は事実上運転停止を余儀なくされる」と指摘。民事訴訟が提起される可能性にも触れ「敗訴を到底免れない」と説明した。
 - 耐震バックフィットを求めず、バックチェックに止めた。
 - 東電は、福島第一原発についてバックチェックを終えないまま3. 11を迎えた。
- それでも安全だと言い続けていた専門家たち

原発回帰への道はどのようにして開かれようとしているか

放射能安全神話

福島では放射能が原因で健康被害は生じない (あとは復興のみ)
100ミリシーベルト安全神話⇒年100ミリシーベルト安全神話

新たな原子力安全神話

新規制基準は世界で一番厳しい基準である。

↑
この神話の浸透のためにマスコミが大きな役割

政府・行政・専門家が国民を守ろうとしないことの衝撃

- 安定ヨウ素剤を飲ませない。
- スピーディの情報を隠ぺいする。
- 子どもに年20ミリシーベルトまでの被ばくを強要する。
- 2011/3/20 山下俊一長崎大学教授（福島県放射線リスク管理アドバイザー）⇒「福島における健康の影響はない。」「100マイクロシーベルト/時までなら全く心配いりませんので、どうぞ胸を張って歩いてください」「皆さん、マスク止めましょう」
(100 μ Sv/時=2.4mSv/日=876mSv/年)
- 何のために？

我が国の法律等

- 一般公衆の被ばく限度 年1ミリシーベルト
- 原発労働者の被ばく限度 年50ミリシーベルト（ただし、5年間で100ミリシーベルトが上限）
- 放射線管理区域
 - 年5、2ミリシーベルト以上
 - 1平方メートル当たり4万ベクレル以上
 - (18歳未満立ち入り禁止)
 - 必要がある者以外立ち入り禁止
- 原発労働者が労災認定された（白血病）ケースの最少被ばく量5ミリシーベルト
- クリアランスレベル（1kgあたり100ベクレルを超える物は低レベル放射性廃棄物として管理しなければならない。）
- 福島の住民とその他の国民とは適用される法律が異なっている。
 - 国営ひたち海浜公園（茨城県） H26.5.23立ち入り禁止（0.23 μ Sv/時を超える箇所が確認されたため）
 - 東電女子社員(2011/5/25原子力安全・保安院が東電に厳重注意（1mSv/年を超えて被ばくをさせた）

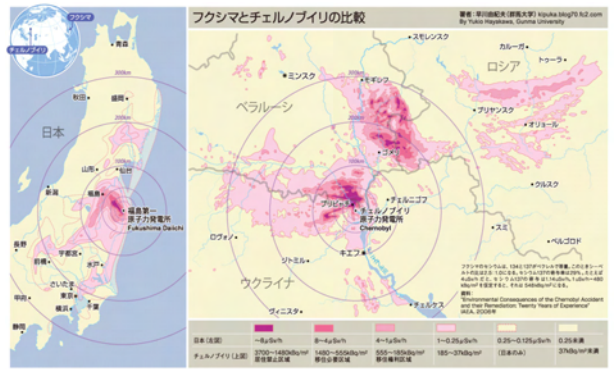


図25



広範な放射線管理区域
(セシウム137が1 μ m当たり4万ベクレルを超える地域)
(「本場に役に立つ汚染地図」集英社新書)
(金沢星稜大学沢野伸浩教授著)

チェルノブイリとフクシマの汚染地図



チェルノブイリでの小児甲状腺がんの増加

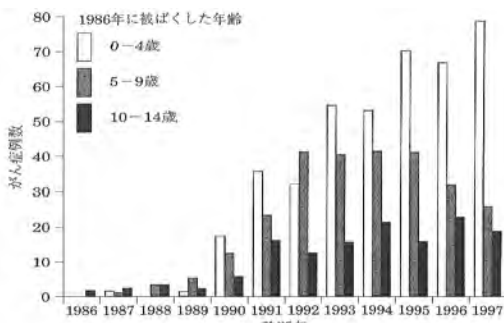
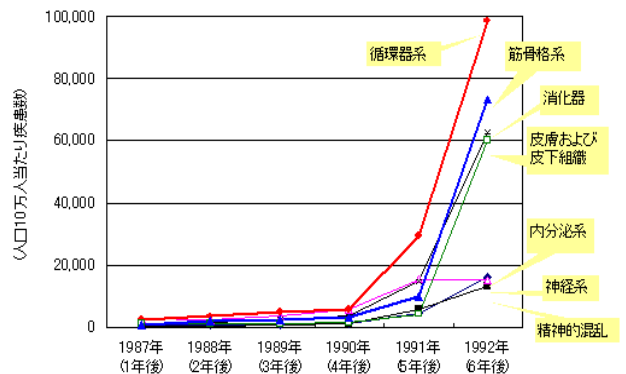


図5 ベラルーシでチェルノブイリ事故による甲状腺がんと診断された症例数
[出典]放射線医学総合研究所(監訳):放射線の宣言と影響(下)、(株)東業出版社(2002年3月)、p.557

チェルノブイリ事故後の北ウクライナ住民の疾病罹患状況



資料: Health Effects of Chernobyl 25 years after the reactor catastrophe他

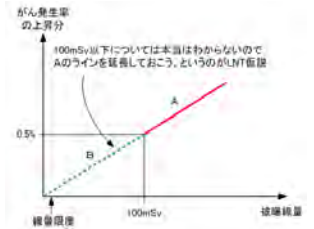
ウクライナ政府（緊急事態省） 報告書「チェルノブイリ事故から25年“Safety for the Future”」

- 2001年における30kmゾーンから避難した子供(A)と汚染地域の子供(B)の健康状態

	Aグループ(%)	Bグループ(%)
健康である	0	6.3
慢性疾患のリスクがある	23.4	26.1
慢性疾患がある	63.9	57.5
重篤な疾患がある	12.7	10.1

低線量被ばく、内部被ばくについてのICRPの考え方

- LNT仮説（直線閾値なし仮説）
- 100mSvの被ばくでがん死のリスクが0.5%増加する。
- 内部被ばくのリスクは外部被ばくと同じ。身体全体で換算する。
- ガン以外のリスクは無視



日本の御用学者たち

- 100ミリシーベルトが閾値（それ以下では健康被害が証明されていない⇒ない）
- 「累積100ミリシーベルト」から「年100ミリシーベルト」へ

（松崎医師）

低線量被ばくによる有意ながんリスク増加が証明されたチェルノブイリ以外の研究一覧

	対象集団	報告年	がんの種類	累積被ばく量	増加率
1	医療被曝	2006	乳がん	数mSv	BRCA変異群2~5倍
2	日本原発労働者	2011	全がん・肺がん・肝がん	10mSv	3~10%
3	医療被曝(CT)	2011	全がん	10~40mSv	10mSv毎に3%
4	医療被曝	2012	乳がん	2~17mSv	BRCA変異群60-280%
5	医療被曝(CT)	2012	小児白血病・脳腫瘍	50~60mSv	3倍
6	自然放射線	2012	小児白血病	5~10mSv	累積5mSv超で1mSv毎に12%

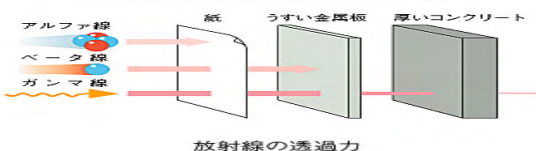
表1 放射線の種類

	α線	β線	γ線(γ線)	中性子線
本質	Heの原子核	電子	電磁波	中性子
質量	4.001506u※	0.0005485803u	0	1.0086650u
電荷	+2	-1	0	0
透過作用	小	中	大	大
写真作用	大	中	小	小
蛍光作用	大	中	小	小
電離作用	大	中	小	小

※ 1u=1.660×10⁻²⁴g

α線の質量はβ線の約8000倍

放射線はものを突きとおす力があります



内部被ばくの危険

- 推進派→内部被ばくも外部被ばくも同じ。問題はシーベルト



- 反対派→外部被ばくは炭で暖をとるようなもの、内部被ばくは、その炭を飲み込むようなもの

福島県民健康調査(1巡目)
(2014.12.25公表分 H24.10.30現在)
小児甲状腺がん
100万人に1~2人のはずが、2500人に1人

一次検査実施者	二次検査対象者	二次検査終了者	悪性(疑いを含む)	一次検査実施者中の二次検査対象者割合	二次検査終了者中の悪性割合	二次検査対象者が全員二次検査を受けた場合の想定悪性数
296253	2241	1985	108	0.76%	5.44%	121.9

福島県民健康調査(2巡目)
(2014.12.25公表分 H24.10.30現在)
小児甲状腺がん
4人は、1巡目ではA1(2名)とA2(2名)

一次検査実施者	二次検査対象者	二次検査終了者	悪性(疑いを含む)	一次検査実施者中の二次検査対象者割合	二次検査終了者中の悪性割合	二次検査対象者が全員二次検査を受けた場合の想定悪性数
82101	457	155	4	0.56%	2.5%	11.8

国立がん研究センター
「がん統計」
甲状腺がん発生率100万人当たり
(1998年から2007年までの10年間の平均)

年齢	男	女	男女計
0~4歳	0.0	0.4	0.3
5~9歳	0.1	0.3	0.2
10~14歳	1.6	2.7	2.2
15~19歳	2.8	8.8	5.8
0~19歳			2.1

摘出手術の結果
(H26.11.11 福島県民健康管理調査評価委員会)

- 県立医大で執刀54例
- 52例が乳頭ガン、2例が低分化ガン
- 甲状腺全摘が5例、片葉切除が49例、すべてでリンパ節郭清
- 腫瘍径10mm以下は15例、10mm超が39例
- 転移があるもの51例(うち2例は肺転移)、ないもの3例
- 甲状腺外浸潤が37%

既に健康被害は始まっているのではない
か？

- H23. 5月8日衆議院震災復興特別委員会参考人
- 南相馬市立総合病院：副院長 及川友好(脳神経外科)

『私自身は脳神経科医でありますので、脳卒中の発症率をいま東京大学の国際衛生学教室と一緒に今データを集めているところなんです、これはまだ暫定的なデータで確定的なものではないんですが、ただし恐ろしいデータが出ています。』

『我々の地域での脳卒中発症率が65歳以上で約1.4倍、それどころか35歳から64歳の壮年層で3.4倍にまで上がっています。非常に恐ろしいデータが今上がってきていますね。』

既に健康被害は始まっているのではない
か？



被ばく対策 ベラルーシ・ウクライナと日本の違い

	ベラルーシ・ウクライナ	日本
強制避難	年5mSv以上	年20mSv以上
権利避難	年1~5mSv	なし
汚染地域の範囲	年0.5mSv以上	なし
被災者登録	あり(避難者、汚染地域の住民)	なし
健康診断	年間170万人(ベラルーシ)	福島県の子どもの甲状腺検査のみ
被災者の医療費	無料	福島県の18歳以下のみ無料、その他は保険診療
子どもの保養	国営のサナトリウムを建設 年1回、約1か月	民間ボランティア
給食	安全な食材を提供	地産地消
作業に当たった労働者(リクビダートル)	英雄として表彰、住居、高額年金、無料の医療が生産保障	多層下請構造 名前すら把握されていない

福島集団疎開裁判 仙台高裁決定(平成25年4月24日)

- ・福島に住み続けることの危険性を正当に認めた。
- 「原告人は、強線量ではないが低線量の放射線に間断なく晒されているものと認められるから、そうした低線量の放射線に長期間にわたり継続的に晒されることによって、**その生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧される**ところであり、チェルノブイリ原発事故後に児童に発症したとされる被害状況に鑑みれば、福島第一原発付近一帯で生活居住する人々とりわけ児童生徒の**生命・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念される**ところである。」
 「今なお相手方の管轄行政区域内にある各地域においては、放射性物質から放出される放射線による被ばくの危険から容易に解放されない状態にある」
 原告人が主張するような被ばく被害を回避する一つの抜本的方策として**教育行政上考慮すべき選択肢ではあるう**

福島の人たちの今

- 【避難している人たち】
- ・今でも12万人以上が避難生活
 - ・特定避難勧奨地点がすべて解除された(年20mSvを下回ると解除される)→帰還への圧力
 - ・精神的・経済的疲弊
 - ・全国で8000人に及ぶ人たちが東電に損害賠償を求めて闘っている。
- 【残っている人たち】
- ・復興一色
 - ・被ばくを心配すること自体が許されない雰囲気(美味しんぼ事件)
 - ・被ばくを気にすること自体につかれてしまう。
 - ・甲状腺がんの不安、体調不良の話は多数。
 - ・今でも避難を決断する人たちがいる。

子供達の命は国から
捨てられ生きるに
値しないという評
価がくだっていま
した
命の尊厳もなにも
なく死の灰を浴びて
生きなさいとガラ
スバッチをもらい
ました

防護服を はやくく
ださい
だから 鉛のお布団を
支給してください
うちの子供は みんな
甲状腺にのう胞 お
まけに わたしは 結
節です
とりあえず ならば 防
護服を四着 ください

放射能の話を真剣に
すればするほど 孤独に
なりました
嘲笑され 疎外され 希
望のない 話題を いつ
までも 続けている 事
にも 無力感を 覚えて
きました
ここでは 黙ることが
得策だと 感じていま
した

自分自身が憎たらし
くて泣いています
子どもの命をその遺
伝子を軽んじることに
慣れてきて
移住もなにもかも怖
くて不安で閉じこもり
何もできないのに
世間に合わせて嘘笑
いの自分が憎たらし
くて声をだして泣い
ています

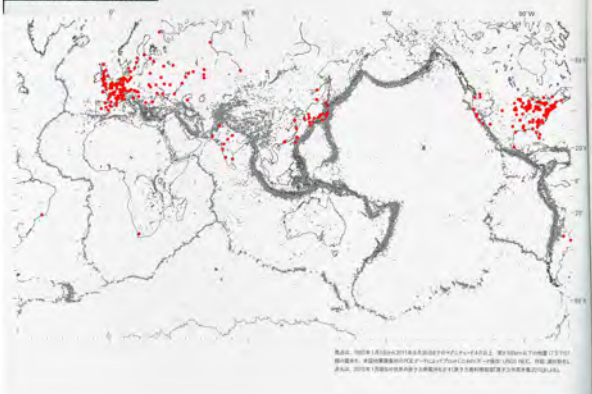
原発再稼働とふざけた
話しをききました
嘘をついたり嘘をつか
れたり
散々バカにされて被曝
して
まだまだ福島の苦しみ
が届いていない
まだまだ他人事
まだまだこの苦しみ
が届いていない

今もまだすやすや
寝息の聞こえるこ
の子等の
その柔らかなまつ毛
や頬を撫でていまし
た
被ばくさせる為に産
んだのではない
被ばくする為に産ま
れたのではない

なぜこの国は？

- なぜ、頑なに放射能の影響の可能性を否定する
のか？なぜ、予防原則を無視するのか？
- なぜ、データをとらないのか？
- なぜ、情報を隠すのか
- なぜ、人が声を上げることを押さえつけるのか
（「美味しんぼ」問題）
- なぜ、誰も責任をとらないのか
- なぜ、東電がつぶれないのか

世界の地震と
原子力発電所の分布



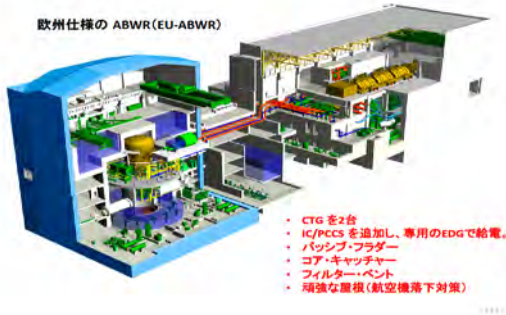
新規制基準は 世界最高水準の基準か？

- ① 立地審査を放棄
- ② 避難計画を審査しない（←アメリカニューヨーク州
ショーラム原発は合理的な避難計画が立てられないため廃
炉）
- ③ 耐震基準は従来どおり
- ④ EUI仕様は、はるかに厳しい（コアキャッチャー、二重
格納容器、人に期待しない）。建設費は1機1兆円を超える。
日本の原発は4～5000億円

【田中委員長は、新規制基準に適合すれば安全だとは、絶対
に言わない。

誰も責任をとることなく、再稼働へ向けて着々と進んでいる。

東芝のEUR仕様のABWR (改良型沸騰水型原子炉)



若狭湾の活断層 (20kmでM7, 80kmでM8)

和布～柳ヶ瀬	60km
浦底～内池見	25km
敦賀	23km
白木～丹生	20km
C断層	18km
野坂・B・大陸棚	
野坂・B	49km
三方	27km
FO-B・FO-B・熊川	60km
上林川	40km



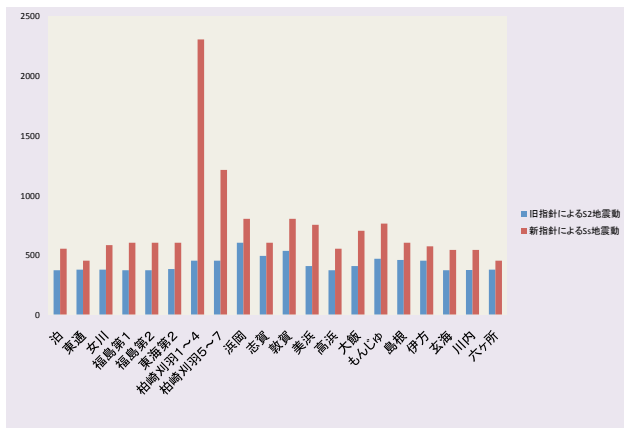
耐震設計の要⇒基準地震動

- 大飯原発の基準地震動856ガル、クリフエッジ1260ガル
- 高浜原発の基準地震動700ガル、クリフエッジ973ガル
- 福井地裁判決は、大飯原発に1260ガルを超える地震動に襲われる可能性がないとはいえないと判示した。

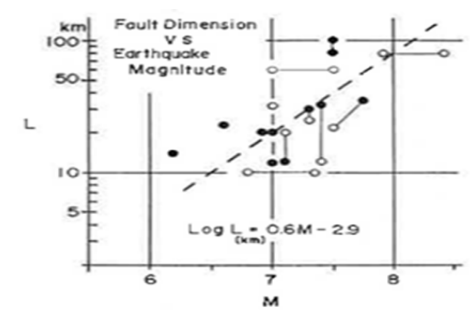
耐震設計のずさんさ

- ① 全国原発で基準地震動越えが2005年から5回
- ② 日本で計測された最大の地震動は4022ガル (岩手宮城内陸地震 2008.6.14 M7.2) (但し、軟弱地盤)
- ③ 原発敷地(岩盤)で計測された最大地震動は1699ガル (中越沖地震 2007.7.16 M6.8)
- ④ マグニチュード6.1の地震で1000ガルの揺れが観測された例がある (2004年留萌支庁南部地震) (はざとり波に換算しても600ガル)
- ⑤ 推定では、34000ガルの例あり (長野県西部地震 M6.8 1984年)
- ⑥ 過去のデータは極めて限られている。それでもこれだけの例がある。

新指針による耐震性引き上げ状況



想定マグニチュードは信頼できるか 松田式とは、1891年～1970年の14地震のデータを回帰分析したもの



何故避難計画を審査しない？ ⇒合理的な非難計画をたてられないから

- H24.6.14 鹿児島県知事「要援護者の避難計画は10kmで十分」（10km内は17施設、30km内は244施設）
- 避難できなければ、自宅（施設内退避）しかない。
- 周りとはどんどん逃げる。どうして食料を調達するのか。誰が配達してくれるのか。
- P A Z（5km圏内）の住民が逃げる間、U P Z（30km圏内）の住民は待ってられるのか。
- 住民が自動車を自粛してバスで避難するか。そもそもバスは来るのか。運転手は来てくれるのか。
- P P A（30km圏外で防護措置を実施する地域）についてはその範囲すら決まっていない。
避難するということは帰ってこれないということである。

裁判所は変わるか

- (1) 大飯3.4号運転差止め仮処分事件
 - ① 2013.4.16 大阪地裁決定⇒却下（具体的危険否定）
 - ② 2014.5.9 大阪高裁決定⇒却下（必要性否定）
- (2) 大飯3.4号運転差止請求事件
2014.5.21 福井地裁判決⇒請求認容
- (3) 大飯3.4号,高浜3.4号 運転差止め仮処分事件
2014.11.27 大津地裁決定⇒却下（必要性否定）

福島原発事故前の主な原発訴訟

提訴年	対象原発	請求内容	一審	二審	最高裁
1973	伊方原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1973	東海第二原発	設置許可取消	×	×	×
1975	福島第二原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1976	伊方原発2号機	設置許可取消	×	×	×
1979	柏崎刈羽原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1981	女川原発1,2号機	建設・運転差止め	×	×	×
1985	もんじゅ	設置許可無効確認	×	●	×
1985	もんじゅ	建設・運転差止め	×	×	×
1988	志賀原発1号機	建設・運転差止め	×	×	×
1988	泊原発1,2号機	建設・運転差止め	×	×	×
1989	六ヶ所村ウラン濃縮工場	事業許可取消	×	×	×
1989	六ヶ所村低レベル放射性廃棄物処分場	事業許可取消	×	×	×
1989	六ヶ所村高レベル放射性廃棄物貯蔵施設	事業許可取消	(審理中)		
1989	六ヶ所村再処理工場	事業許可取消	(審理中)		
1991	福島第二原発3号機	建設・運転差止め	×	×	×
1999	志賀原発2号機	建設・運転差止め	●	×	×
1999	島根原発1,2号機	建設・運転差止め	×	(審理中)	
2003	浜岡原発1~4号機	建設・運転差止め	×	(審理中)	
2010	大間原発	設置許可取消 建設差止め	(審理中)		
2010	玄海原発3号機	MOX燃料使用差止め	(審理中)		

現在の原発差止め等請求訴訟

施設名	裁判所	請求内容	備考
泊原発	札幌地裁	運転差止め	取下げ
	札幌地裁	定期検査終了証文交付処分取消⇒取下げ	
大間原発	函館地裁	建設差止め	建設差止め、設置許可無効確認等(原告函館市)
	東京地裁	建設差止め	
六ヶ所再処理工場	青森地裁	再処理工場事業認可取消 高レベル放射性廃棄物貯蔵施設事業許可取消	
柏崎刈羽原発	新潟地裁	運転差止め	
東海第二原発	水戸地裁	運転差止め等	
	東京高裁	運転差止め	
浜岡原発	静岡地裁	運転差止め	
	静岡地裁浜松支部	永久廃炉請求	
志賀原発	金沢地裁	運転差止め	取下げ 却下
敦賀原発	大津地裁	再稼働禁止仮処分	
	大津地裁	再稼働禁止仮処分(大飯・高浜)	
	大津地裁	再稼働禁止本訴(大飯・高浜・美浜)	
	京都地裁	再稼働禁止(大飯1~4)	
美浜・大飯・高浜原発	名古屋高裁金沢支部	再稼働禁止(大飯3号,4号)	原告側審
	大阪地裁	利用停止義務付け(大飯3号,4号)	却下・却下
	大阪地裁・高裁	定期検査終了書交付差止め・仮の差止め	
	大阪地裁・高裁	再稼働禁止仮処分(大飯3号,4号)	
島根原発	広島高裁	運転差止め	
伊方原発	松山地裁	運転差止め	
玄海原発	佐賀地裁	MOX燃料使用差止め	
	佐賀地裁	操業差止め	
川内原発	鹿児島地裁	操業差止め 仮処分	

平成26年5月21日 福井地裁判決



福井地裁判決の判断の特徴

- (1) 人格権の価値を高らかに宣言した。
- (2) 裁判所の役割についての深い自覚と覚悟
- (3) 行政の判断にとらわれず、司法が独自の判断をする姿勢
- (4) 今までの判断枠組みにとらわれず、福島第一原発事故後の判決にふさわしい判断枠組みの採用
- (5) 福島第一原発事故の経験を踏まえた判断
- (6) 高い倫理性

大飯3.4号、高浜3.4号運転禁止仮処分 事件平成26年11月27日 大津地裁決定

- 直近の多数とは言えない平均像を基に基準地震動とすることによどのような合理性があるのか
- 現時点では、最大級規模の地震を基準にすることこそ合理性があるのではない
- 合理的な避難計画が策定されなければ再稼働はあり得ない。
↓
- 現段階で、原子力規制委員会がいたがらに早急に新規基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考え難い。
↓
- よって、保全の必要性がない。

今後の判決・決定予定

- 平成27年1～2月 川内原発仮処分決定(鹿児島地裁)
- 平成27年春 大飯・高浜仮処分決定(福井地裁)
- 大津でも第2次仮処分を起こす予定
- その後、続々と判決、決定が続く見込み

これからも原発差止め判決は期待できる！

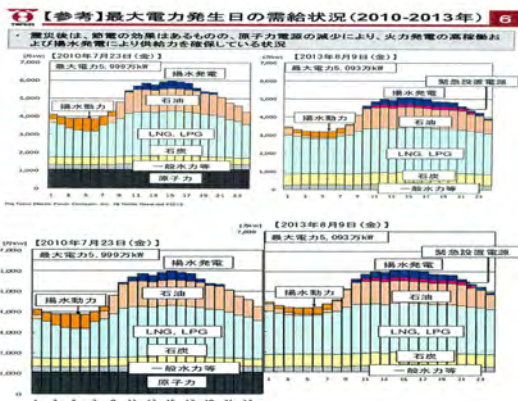
- 原発過酷事故が現実になることが明らかになった。その場合の被害の深刻さも明らかになった。
- 原発がなくても電力供給に何の支障もないことが明らかになった。
⇒ 国策のハードルが低くなった。
- 裁判所が信用してきた専門家の仕事の内容が白日の下にさらされた。
- 脱原発に国民の圧倒的な支持がある。
- 原発の運転の可否の判断は、専門技術的判断だと考えられてきた。
⇒ そうではない。これからの原発について、誰も過酷事故の可能性を否定しない。リスクはある。問題は、そのリスクを社会が許容するか否か。科学者にはその判断はできない。裁判官が、社会通念に従って正面から判断しなければならない。

今や脱原発は国民の意思

- 世論調査で80%以上の方が脱原発に賛成
- それが政治にまったく反映しない今の日本
- 司法の重要性



原発ゼロで石油の輸入は増えたの？



原発ゼロで貿易赤字って本当？



- H23年 貿易赤字10兆円
- 原油の輸入金額4.8兆円増(量は減少)
- LNGの輸入金額は3.5兆円から7.1兆円に倍増(量は25%増)

貿易赤字の主たる原因は、円安と生産施設の海外移転で、円安になっても輸出が伸びないことである。

さらに新規制基準に対する原発の安全対策費が



去年2月の報道・・・

9電力がかけている原発維持費も火力発電の燃料費増加額に匹敵する規模になって経営を苦しめている。



そもそも原発は止まったまま電気をまったく生んでいないのに維持・管理だけで1兆2000億円！

市民と市民の力で原発ゼロへ

- 政治システムが国民の8割の脱原発への意思を反映していない。
- 行政は、原発回帰にまっしぐら
- 関西電力は、基準地震動の平均像問題に全く反論していない。
- 司法は理屈が通じる世界である。
- 放っておいてはいい判決はでない。裁判所を監視するとともに、圧倒的な世論を示す必要がある。
- 「司法」というチャンネルを通して、市民の力で原発再稼働を止めよう。

ところが一年後には・・・その金額が1兆6000億円まで膨れ上がった。



安全に発電する方法はいくらでもある。

たかが電気を産み出すだけのために、どうして、私たちや子どもたちのいのちや健康、次の世代に引き渡すべきかけがえのない環境をリスクにさらさなければならないのか！